

令和元年12月2日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市環境影響評価審査会

会長 片谷 教孝

太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（答申）

令和元年9月30日付け F 0・4・8をもって諮問された標記の件について、本審査会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

1 基本的な考え方

環境影響評価法（平成9年法律第82号。以下「法」という。）の対象事業に太陽電池発電所の設置の工事業等が追加されることであるが、法対象事業における法対象規模より小規模なものについては、原則として相模原市環境影響評価条例（平成26年相模原市条例第33号。以下「条例」という。）の対象事業となっていることから、今回の太陽光発電事業についても条例対象事業とすることが適当である。

固定価格買取制度が創設されて以来、再生可能エネルギーの導入が急速に進む中、大規模な太陽光発電事業の実施に伴う生活環境や自然環境の悪化などの問題が生じている事例が国内各地で出てきており、相模原市内においても同様の問題が生じるおそれがあることから、現在の問題の有無に関わらず、その事態に備える必要がある。

なお、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーは、脱炭素で持続可能な社会の実現に向けた重要な役割を担っていることから、条例対象とすることで、より環境保全に配慮した太陽光発電事業の実施を図り、地域に受け入れられやすい再生可能エネルギーの導入が促進されるよう期待する。

2 対象事業の規模要件

現行の対象事業種である「電気工作物の建設」に太陽光発電事業を追加することが適当である。

発電所の許認可等を行う電気事業法（昭和39年法律第170号）は、対象施設の届出の要否を系統接続段階の出力（交流、キロワット）で区分していることから、法の規模要件は出力（キロワット）となっており、条例の対象要件を出力（キロワット）として、許認可等及び法との整合をとることが適当である。

法の対象規模は事業区域面積100ヘクタール相当の出力4万キロワット以上としていることから、条例の対象規模は、「その他の造成」（宅地造成）における法と条例の比率を準用し、A地域における400キロワット以上、B地域における6,000キロワット以上及びC地域における8,000キロワット以上の太陽光発電に係る電気工作物の新設及び増設の事業とすることが適当である。

3 方法書の提出時期

現行から変更する必要はないと考えられる。

4 事業内容の軽微な修正の要件

現行から変更する必要はないと考えられる。

5 その他

造成の有無のみならず、太陽光パネルの設置方法の違いなどによって、事業実施による環境影響は大きく異なることが想定されることから、事業特性及び地域特性を考慮し、環境影響が比較的小さいと考えられる場合には、評価項目の選定における合理化や調査・予測手法の簡略化等の柔軟な対応が必要である。

太陽光発電事業は、新たに条例の対象事業とするものであることに加え、技術革新による面積と出力との関係性に変化が生じる可能性があることから、運用状況を踏まえ、施行後5年程度が経過する時点で、対象要件を面積とすることも含めた見直しの検討を行うことが適当である。

審議経過

令和元年 9 月 3 0 日	令和元年度第 3 回	諮問
令和元年 1 0 月 2 8 日	令和元年度第 4 回	審議
令和元年 1 1 月 2 8 日	令和元年度第 5 回	答申（案）

委員名簿

	小根山 裕之	首都大学東京 都市環境学部 教授
会長	片谷 教孝	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授
	加藤 ゆき	神奈川県立生命の星・地球博物館 主任学芸員
	亀卦川 幸浩	明星大学 理工学部 教授
	黒田 道子	東京工科大学 名誉教授
	桑原 勇進	上智大学 法学部 教授
	菅原 敬	首都大学東京 理学研究科 准教授
副会長	田中 修三	明星大学 理工学部 教授
	塚田 英晴	麻布大学 獣医学部 准教授
	畠山 吉則	日本大学 生物資源科学部 准教授
	御法川 学	法政大学 理工学部 教授
	宮脇 健太郎	明星大学 理工学部 教授
	室田 昌子	東京都市大学 環境学部 教授
	屋代 雅充	元 東海大学 観光学部 教授
	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 准教授